

平成 28 年 12 月 14 日

リース事業者各位

一般社団法人水産業構造改革サポート
(公印省略)

覚書のリース期間の考え方について (ご連絡)

いつもお世話になっております。

覚書のリース期間については、「リース物件借受証」の検査完了日(リース開始日)を起算日として、契約要目表のリース期間(〇年〇ヶ月)に基づき、サポート法人が記入することになっていますが、リース漁船に貼付するシールにリース期間を記入する必要があるため、リース期間の考え方について照会がありますので、下記のとおり回答いたします。

記

1 期間の計算について

期間の計算は民法第 143 条(暦による期間の計算)により計算します。

第 143 条 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

2 具体的事例

検査完了日(リース開始日)	要目表のリース期間	終了日(応当日前日)
平成 28 年 12 月 14 日	5 年	平成 33 年 12 月 13 日
平成 28 年 12 月 14 日	5 年 3 か月	平成 34 年 3 月 13 日
平成 29 年 3 月 31 日	5 年 6 か月	平成 34 年 9 月 30 日
平成 29 年 4 月 1 日	5 年 6 か月	平成 34 年 9 月 30 日

(注)リース期間終了日までに借入金を完済していただくようご留意願います。

以 上